

平成27年稲敷市農業委員会1回総会

[1月26日]

-
- 日程 1 会議録署名委員の指名について
日程 2 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について
日程 3 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について
日程 4 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について
日程 5 農地法第3条の規定による権利の設定，移転の許可について
日程 6 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について
日程 7 現況証明願に対する証明書の交付について
日程 8 農地改良協議に対する同意について
日程 9 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）
日程 10 稲敷市農業委員会選挙人名簿登載申請書審査意見決定について

本日の会異議に付した事件

- 日程 1 会議録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号
日程 3 報告第2号
日程 4 報告第3号
日程 5 議案第1号
日程 6 議案第2号
日程 7 議案第3号
日程 8 議案第4号
日程 9 議案第5号
日程 10 議案第6号

出席委員

- | | | | |
|----|-------|-----|--------|
| 1番 | 宮本昇君 | 17番 | 井戸賀吉男君 |
| 2番 | 関口邦子君 | 18番 | 山口幸一君 |
| 3番 | 蛭原一君 | 19番 | 宮本善助君 |
| 4番 | 村山文雄君 | 20番 | 保科進君 |
| 5番 | 篠崎惣寿君 | 21番 | 清原寿君 |
| 6番 | 松本文雄君 | 22番 | 加納昭君 |
| 7番 | 吉岡一仁君 | 23番 | 飯塚恒雄君 |

8番	川島昇君	24番	飯田稔君
9番	小貫和子君	25番	濱田昭一君
10番	千勝忠君	26番	沖野谷秀雄君
11番	山崎健一君	28番	澤邊雅之君
12番	坂本富男君	29番	遠藤一行君
13番	秋本精一君	30番	糸賀泰夫君
14番	篠崎文夫君	31番	山下恭一君
15番	坂本一雄君	32番	高須一郎君
16番	古澤真和君		

欠席委員

27番 永長秀敏君

出席説明委員

農業委員会事務局長	森川春樹
農業委員会事務局長補佐	飯島伸生
農業委員会事務局係長	油原雅人
農業委員会事務局主査	宮本昭

○会長（加納 昭君） 諸般の報告

1月2日（金） 稲敷市長への新年のあいさつ
 於 稲敷市阿波
 出席者 加納 昭会長，秋本精一会長代理
 濱田昭一委員，沖野谷秀雄委員
 篠田惣寿委員，森川春樹事務局長

1月9日（金） 農業委員会稲敷郡協議会会長・局長研修
 10日（土） 於 つくば市
 出席者 加納 昭会長，森川春樹事務局長

午後3時開会

○農業委員会事務局長（森川春樹君） それでは、ただいまから、平成27年1月の稲敷市

農業委員会総会を開催させていただきます。これからの議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となり議事進行いたしますのでよろしくお願いいたします。

○議長（加納 昭君）それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の出席委員は31名です。欠席委員は、27番、永長秀敏委員、1名であります。よって農業委員会に関する法律第21条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。

日程 1 会議録署名委員の指名について

○議長（加納 昭君）最初に会議録署名人の指名を行います。お諮りいたします。会議録署名人の、指名については、議長一任で異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君）異議なしということでございますので、本日の会議録署名人は、12番、坂本富男委員、13番、秋本精一委員の両名を指名いたします。

日程 2 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君）それでは審議に入ります。

報告第1号、「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）1ページをお開き願います。

報告第1号、「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」でございます。

受理番号1番から5番までを一括して報告いたします。本5件につきましては、茨城県農林振興公社が行う農地中間管理事業特例促進事業により所有権の移転を行うものでございます。内容の詳細については、議案に記載のとおりでございます。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これは、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

日程 3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第2号、「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）2ページをお開き願います。

報告第2号、「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」でございます。受理番号1番から受理番号2番を一括してご報告いたします。

本届出は被相続人の死亡により、それぞれの取得日において相続により農地を取得したものであります。権利の取得者は、いずれも自作地として耕作しており、農業委員会による、あっせん等の希望は、ないものであります。内容の詳細につきましては、それぞれ議案書に記載のとおりでございます。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これは、また、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

日程 4 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第3号、「農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）

報告第3号、「農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について」でございます。

受理番号1番、手賀組新田字秋塚、田4筆、6,060平方メートルでございますが、所有者の都合により合意解約するものでございます。

受理番号2番、結佐字流作、田2筆、4,668.33平方メートルでございますが、所有者の都合により合意解約するものでございます。

受理番号3番、結佐字流作、田2筆、4,633.33平方メートルでございますが、所有者の都合により合意解約するものでございます。

受理番号4番、下須田字神田ほか1地区、田4筆、16,584平方メートルでございますが、所有者の都合により合意解約するものでございます。

受理番号5番、八筋川字ト杭ほか1地区、田6筆、21,459平方メートルござい

ますが、耕作者の都合により合意解約するものでございます。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これもまた、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

日程 5 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）4ページをお開き願います。

議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」でございます。売買による所有権移転6件、交換による所有権移転1件、合計7件でございます。

受理番号1番、江戸崎字荒沼ほか1地区、田2筆、4、106平方メートルについてでございますが、農地中間管理機構が行う特例事業により受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。受人の経営状況については別紙審査表のとおりでございます。

受理番号2番、本新、田1筆、4、892平方メートルについてでございますが、受人が親から受贈するものでございます。

受理番号3番、本新、畑1筆、1、983平方メートルについてでございますが、受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。

受理番号4番、八千石字八千石、田1筆、375平方メートルについてでございますが、受人が耕作利便のため買受けるものでございます。

受理番号5番、下根本字上別府市田、田1筆、269平方メートルについてでございますが、受人が耕作利便のため買受けるものでございます。

5ページをお開き願います

受理番号6番、結佐字上結佐、田1筆、1、675平方メートルについてでございますが、受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。

受理番号7番、結佐字流作、田2筆、4、668.33平方メートルについてでございますが、受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。

以上7件の調査の結果は、全て報告書のとおりで農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

○議長（加納 昭君）ただいま事務局の説明でございましたが調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番については、茨城県農林振興公社の案件ですので調査報告を省略いたします。まず、受理番号2番、3番について、関口委員より報告をお願いいたし

ます。

○2番（関口邦子君）2番，関口です。受理番号2番について報告いたします。1月20日に受人の調査をし，申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者です。農機具の所有状況は，トラック1台，田植機1台，コンバイン1台，乾燥機1台を所有しております。農作業従事日数は200日であります。経営面積，203アールであります。調査の結果受人は，農地の権利取得の要件を満たしており報告書のとおりで間違いはなく，許可相当と考えられます。よろしくご審議，願います。

2番，関口です。受理番号3番について報告いたします。1月20日に受人の調査をし，申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に酪農を営んでいる農業生産法人です。受人の農業生産法人要件は満たしており，ホークリフト5台，トラクター4台，ホイールローダー5台を所有しております。経営面積，209アールであります。調査の結果受人は，農地の権利取得の要件を満たしており報告書のとおりで間違いはなく，許可相当と考えられます。よろしくご審議，願います。

○議長（加納 昭君）はい，次に受理番号4番について，飯塚委員より報告願います。

○23番（飯塚恒雄君）23番，飯塚です。受理番号4番について報告いたします。1月22日に沖野谷委員と受人の調査をし，申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻，大豆，麦等を栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況ですが，トラクター3台，田植機1台，コンバイン1台，乾燥機2台を所有しております。農作業従事日数は250日であります。経営面積1，189アールであります。調査の結果，受人は農地の権利取得の要件を満たしており，報告書のとおりで間違いはなく，許可相当と考えられます。よろしくご審議を願います。

○議長（加納 昭君）はい，次に受理番号5番について，吉岡委員より報告をお願いいたします。

○7番（吉岡一仁君）7番，吉岡です。受理番号5番について報告いたします。1月18日に山口委員と受人の調査をし，申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は，トラクター1台，田植機1台，コンバイン1台，乾燥機1台を所有しております。農作業従事日数は，150日です。農業経営面積は55アールであります。調査の結果，受人は農地の権利取得の要件を満たしており，報告書のとおりで間違いはなく，許可相当と考えられます。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）はい，次に受理番号6番から7番について，私，加納より報告いたします。

受理番号6番について報告をいたします。1月21日に坂本富男委員と受人の調査をし，申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻，花卉を栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は，トラクター3台，田植機1台，コンバイン1台，農業用トラック1台を所有しております。農作業従事日数は250日であります。経営面積は564アールであります。調査の結果，受人は農地の権利取得の要件を満たし

ており、報告書のとおりで違いはなく、許可相当と考えられます。

よろしくご審議をお願いいたします。

つづきまして、受理番号7番について報告をいたします。1月21日に坂本富男委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター2台、田植機1台、コンバイン2台、農業用トラック1台を所有しております。農作業従事日数は250日であります。経営面積は110アールであります。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで違いはなく、許可相当と考えられます。

よろしくご審議ほどをお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これで調査委員の調査報告を終了いたします。

○議長（加納 昭君）これより質疑を認めます。質疑ありませんか、質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を採決いたします。

本案は、申請のとおり、許可決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程 6 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第2号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を議案といたします。事務局の説明をお願いいたします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）6ページをお開き願います。

議案第2号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」でございます。

受理番号1番、江戸崎字神倉ほか1地区、田2筆、畑1筆、1,401平方メートルについてでございますが、申請人が一時的に砂利採取のための進入路に転用するものでございます。申請地は市街化調整区域、農振農用地区域外、土地改良区域外であり、農地区分は第1種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号2番、椎塚字荒久、畑1筆、498平方メートルについてでございますが、申請人が自己住宅用地に転用するものでございます。申請地は市街化調整区域、農振農用地区域外、土地改良区域外であり、農地区分は第2種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、

農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号3番、椎塚字荒久、畑1筆、201平方メートルについてでございますが、申請人が駐車場に転用するものでございます。申請地は市街化調整区域、農振農用地区域外、土地改良区域外であり、農地区分は第2種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号4番、椎塚字後生地、畑3筆、816平方メートルについてでございますが、申請人が駐車場に転用するものでございます。申請地は市街化調整区域、農振農用地区域外、土地改良区域外であり、農地区分は第2種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

7ページをお開き願います。

受理番号5番、町田字稲子田、畑1筆、452平方メートルについてでございますが、申請人が自己住宅に転用するものでございます。申請地は非線引き区域、農振農用地区域外、土地改良区域内除外済であり、農地区分は第2種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号6番、江戸崎字長町、畑1筆、1、400平方メートルについてでございますが、申請人が診療所及び駐車場に転用するものでございます。申請地は市街化調整区域、農振農用地区域外、土地改良区域外であり、農地区分は第2種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

上で、議案第2号の説明を終わります。

○議長（加納 昭君）はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番について、山下委員より報告をお願いいたします。

○31番（山下恭一君）31番、山下です。受理番号1番について、さる20日、松本委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく、一時的に砂利採取のための進入路として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませでした。以上のことから報告書のとおり、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。以上です。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号2番から4番について、篠崎惣寿委員より報告をお願いいたします。

○5番（篠崎惣寿君）5番、篠崎です。受理番号2番、3番、4番について、さる20日、松本委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく、それぞれ、自己住宅用地として、また、駐車場用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませでした。以上のことから報告書のとおりで、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号5番について、飯塚委員より報告をお願いいたします。

○23番（飯塚恒雄君）23番，飯塚です。受理番号5番について，さる22日，沖野谷委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく，自己住宅用地として利用するものであり，周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませでした。以上のことから報告書のとおりで，農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい，次に受理番号6番について，清原委員より報告をお願いいたします。

○21番（清原 寿君）21番，清原です。受理番号6番について，さる22日，松本委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく，診療所及び駐車場用地として利用するものであり，周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませでした。以上のことから報告書のとおりで，農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議，お願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい，これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい，それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより議案第2号，「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を採決いたします。

本案は，申請書のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は，申請書のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

日程 7 議案第3号 現況証明願に対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君）続きまして，議案第3号，「現況証明願に対する証明書の交付について」を議題といたします。なお，議事参与の制限に該当する案件がございますので事務局は受理番号6番を除いて説明をお願いいたします。

宮本主査

○農業委員会事務局主査（宮本 昭君）8ページをお開き願います。

議案第3号，現況証明願に対する証明書の交付について，非農地証明書の交付6件でございます。

受理番号1番，浮島字関谷，田1筆，138平方メートルについて，登記地目変更の為

の非農地証明書の交付でございます。申請地は、20年以上前より宅地敷地として利用されております。撮影年月日、平成6年11月4日の空中写真証明書と始末書が提出されております。

受理番号2番、伊佐部字上宿、畑2筆、475平方メートルについて、登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。申請地は、20年以上前より宅地敷地として利用されております。撮影年月日、平成6年11月4日の空中写真証明書と始末書が提出されております。

受理番号3番、村田字殿山、畑3筆、407平方メートルについて、登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。申請地は、20年以上前より宅地敷地として利用されております。撮影年月日、平成2年11月5日の空中写真証明書と始末書が提出されております。

受理番号4番、佐倉字佐倉原、畑1筆、1,707平方メートルについて、登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。申請地は、20年以上前より資材置場として利用されております。撮影年月日、平成2年11月5日の空中写真証明書と始末書が提出されております。

受理番号5番、上須田字上須田、田1筆、1,029平方メートルについて、登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。申請地は、20年以上前より店舗用地として利用されております。撮影年月日、昭和59年12月29日の空中写真証明書と始末書が提出されております。

以上で、議案第3号、受理番号1番から5番までの説明を終わります。

○議長（加納 昭君）はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番について、宮本 昇委員より報告をお願いいたします。

○1番（宮本 昇君）1番、宮本です。受理番号1番について、さる21日、小貫委員と高須委員と事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果事務局の説明のとおりで間違いはなく20年以上前から住宅敷地として利用されており国土院発行の航空写真と合せて確認をしました。調査の結果は農地法第2条の農地に該当せず非農地と判断します。よろしく審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号2番について、蛭原委員より報告をお願いいたします。

○3番（蛭原 一君）3番、蛭原です。受理番号2番について、さる22日、坂本委員と保科委員と事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果事務局の説明のとおりで間違いはなく20年以上前から住宅敷地として利用されており国土院発行の航空写真と合せて確認をしました。調査の結果は農地法第2条の農地に該当せず非農地と判断します。ご審議、よろしくをお願いします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号3番について、村山委員より報告をお願いいたします。

○4番（村山文雄君） 4番，村山です。受理番号3番について，さる20日，山崎委員と松本委員とそれと事務局，4人で申請書類の審査及びに現地調査を行いました。調査の結果ですが，この申請人は以前，昨年10月にも申請しまして証明書を発行しました。その時始末書が提出されています。読み上げます。「私（申請人）は，農地法の許可を受けないまま昭和60年頃より現況宅地として変更管理しております。今後は農地法を守りこのようなことは絶対いたしませんので本申請は許可くださいますようよろしくお願いいたします。」昨年の10月にあつて，また今回も，この案件は昨年10月の現地調査で発見されて・・・ですが，またまたこういうことで，本人は以前，農業委員の経験もありますし，法を守る立場の人間がこういうことでは，これからの活動として甘いのでは，簡単に言いますと水戸の農業委員の様になってしまうのではないかと，できれば転用許可申請を出してもらるか，潔く罰則を受けてもらうか・・・あくまでも農地法があるのですから，農地法を守る・・・本人は以前に農業委員の経験もありますし，農地法を守る立場の人間がこういうことでは困りますので，皆様の判断をよろしくお願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい，次に受理番号4番について，松本委員より報告をお願いいたします。

○6番（松本文雄君） 6番，松本です。受理番号4番について，さる20日，山下委員と清原委員それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果事務局の説明のとおりで間違いはなく20年以上前から資材置場として利用されており国土地理院発行の航空写真と合せて確認をしました。調査の結果は農地法第2条の農地に該当せず非農地と判断します。よろしくご審議，願います。

○議長（加納 昭君） はい，次に受理番号5番について，坂本一雄委員より報告をお願いいたします。

○15番（坂本一雄君） 15番，坂本です。受理番号5番について，さる22日，保科委員と蛭原委員と，それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果事務局の説明のとおりで間違いはなく20年以上前から店舗用地として利用されており国土地理院発行の航空写真と合せて確認をしました。調査の結果は農地法第2条の農地に該当せず非農地と判断します。ご審議，よろしくお願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい，これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

○議長（加納 昭君） はい，川島委員。

○8番（川島 昇君） 8番，川島です。受理番号3番についてですが，調査委員は賛成なのですか，反対なのですか，お伺いしたいのですが。

○4番（村山文雄君） 4番，村山です。この案件は，取り下げいただいて，もう一度農地法第4条の転用申請を出してもらいたい。

○6番（松本文雄君） 6番，松本です。この前現地調査で，事務局と村山さんはじめ，多数で行きました。行って専門の測量士を頼んで杭を打ってありました。われわれが見たところ堀の杭が確認できなかったのも，後日，私，もう一度見に行ってきました。そうしたら

杭は確認できました。だから、専門の人が調査したのだから、始末書も書いていることだし、認めても良いのではないかと、私は思います。

○8番（川島 昇君） 8番，川島です。分かりました。調査員が賛成ならば問題ありません。

○4番（村山文雄君） 4番，村山です。松本さんの言うことは、その通りなのですが、農地法があるのですから、本人も農業委員をやっていますし、前回のとき、この案件が発見されたので、それで今回に至ったのです。出来れば、また、現況証明願いではなく農地転用申請で正々堂々と私の考えでは、するべきだと思います。以上です。

○農業委員会事務局主査（宮本 昭君） 事務局から補足で説明いたします。今回の案件ですが10月に審議した土地の隣接地であります。その際指摘された土地になりまして、その土地の一部が農地、一部が非農地部分と言うことで、この様な土地の場合分筆をしないと証明書の対象にならないことで、時間がかかってしまい1月の今回の証明願になっていきます。その部分を考慮していただきたいと思います。

○5番（篠崎惣寿君） 5番，篠崎です。あの折角，農業委員を3年間していたのだから，そのような理由をつけられことは，困るのです。今，村山さんが言っていることは，前，農業委員をしていたのに解からないで，また，出してきた。その時の始末書もあると，絶対ありませんと言っていたが，また，出してきたことを叱咤している訳です。

○6番（松本文雄君） 6番，松本です。その始末書についてですが，本人は自覚しているのです。たしかに，今まで20年間宅地の通路として使っていた。本人も始末書を書いていますから，それで，専門の人を頼んで，測量して申請したのです。そこまで反省し専門の測量士を頼んで分筆してまで申請したのだから，私は良いのではないかと思います。後は，皆様にお任せします。

○8番（川島 昇君） 8番，川島です。調査員の調査結果に基づいて私らは判断する他にないので調査した人が反対，もう一人は賛成では，それでは判断しかねない。どちらかにしていただかないと現地を見ていないので調査員の報告で判断するしかない。だから調査員がダメで，私らが賛成と手を上げられない。調査員が賛成，反対どちらかにしてもらわないと判断のしようがない。

○10番（千勝 忠君） 10番，千勝です。もう1人の調査員の山崎さんの意見を聞いてみたら良いのではないかと。

○6番（松本文雄君） 6番，松本です。専門の測量士を頼んで，専門の業者を頼んで，悪かったと始末書を書いて，それ以上のこと何をすればいいのかと，何もやらないでは，何らかの措置を考えなければならないと思いますが。

○議長（加納 昭君） はい，山崎委員。

○11番（山崎健一） 11番，山崎です。今，村山さん，松本さんが言われたとおりの言い分があると思います。たしかに村山さんから言わせれば始末書2回も入れて，今回また証明書をもらう行為が，ちょっと何かと思います。しかし，松本さんが言われるように，始末書も入っている，測量士も頼んでいる。だから良いのではないかと，どちらも言い分がある。私も判断を言えません。どちらも合っていますので言えません。

○6番（松本文雄君） 6番，松本です。それを言ったら，ここにも20年以上と，原状復帰せよと同じこと。20年以上前に建物をたててしまって現状に復帰せよと同じ問題になってくる。そこまでは，難しいのではないかと思う。

○4番（村山文雄君） 4番，村山です。確かに松本さんの意見は分かります。これが初めてではない。昨年の10月にもある。その時点で違反転用を発見されて，であれば，自ら正々堂々と農地法第4条の転用申請を出して，それから，みなさんの審議をうけて，農地法からいけば，筋だと思えます。

○6番（松本文雄君） 6番，松本です。村山さんが言っていることも正しい。正しいけれど，ここの議案にある。20年以上という，いくつもある。家の建っているところは許可をもらっていて昔のことだから，それがなっていなかったことが始末書を書いて謝っている訳です。謝っても済まないから，測量士を頼んで測量して，こうなりましたと謝っているのだから御免なさいで良いのではないか。

○議長（加納 昭君） はい，局長が補足説明します。

○農業委員会事務局長（森川春樹君） それでは，私から説明いたします。10月のときに農業委員会で指導したところですが，そこは，前回出てきた部分と今回出てきた部分と最初から2か所あった訳です。2か所とも指導して，指導に基づき是正しようとしていたのですが，先ほど来，できていますが，今回の案件は分筆が必要で，分筆登記と時間がかかったものだと思います。これが一緒の申請であれば良かったが，手続き上，本日になったことが現状だと思います。一般的な非農地証明の案件の内容に該当しますので，私から意見を出すことはおかしいですが，人によって非農地証明の判断を変えることは良くないことであると思います。

○6番（松本文雄君） 6番，松本です。担当した調査員が外れますから，みなさんで協議してくれ，我々がいると，村山さんが正しいと思う人もいる，私が言ったことが間違っているかもしれない。正しいかもしれない。みんなで話し合ってもらうしかない。2人で，村山さんと私で食い違ってもしょうがない。どうですか。

○4番（村山文雄君） 4番，村山です。これが初めてであればわかるのですが，10月に出して，また出して，これは農地法を愚弄しているのではないかと思います。みなさんの懸命な判断をお願いします。みなさんの判断にお任せします。以上です。

○議長（加納 昭君） はい，それではいろいろな意見が出ましたので，これで質疑は無いということで，これで質疑を終了いたします。

これより議案第3号，「現況証明願に対する証明書の交付について」を採決いたします。
本案は，申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は，申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

○議長（加納 昭君） 続きまして，議案第3号，受理番号6番ですが，農業委員会等に関する法律第24条の議事参与の制限規定に，坂本一雄委員が該当しますので，15番，坂本

一雄委員の退席を求めます。

[坂本一雄委員退室]

○議長（加納 昭君）事務局の説明をお願いいたします。

宮本主査

○農業委員会事務局主査（宮本 昭君）

受理番号6番，上須田字上須田ほか1地区，畑2筆，552平方メートルについて，登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。申請地は，20年以上前より宅地敷地として利用されております。撮影年月日，平成6年11月4日の空中写真証明書と始末書が提出されております。

以上で，議案第3号，受理番号6番の説明を終わります。

○議長（加納 昭君）はい，ただいま事務局の説明でございましたが，調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号6番について，保科委員より報告をお願いいたします。

○20番（保科 進君）20番保科です。受理番号26番について，さる22日，関口委員，蛭原委員，それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果，事務局の説明のとおりで間違いはなく20年以上前から住宅敷地として利用されており国土地理院発行の航空写真と合せて確認をしました。調査の結果は農地法第2条の農地に該当せず非農地と判断します。よろしくご審議，願います。

○議長（加納 昭君）はい，これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

[(なし) との声あり]

○議長（加納 昭君）はい，それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより，議案第3号，「現況証明願に対する証明書の交付について」受理番号6番を採決いたします。

本案は，申請のとおり，証明書を交付することに賛成の委員の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって，申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

○議長（加納 昭君）審査が終了しましたので，15番，坂本一雄委員の入室を許可いたします。

[坂本一雄委員入室]

日程 8 議案第4号 農地改良協議に対する同意について

○議長（加納 昭君）続きまして，議案第4号，「農地改良協議に対する同意について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

宮本主査

○農業委員会事務局主査（宮本 昭君） 9 ページをお開き願います。

議案第4号「農地改良協議に対する同意について」でございます。平成27年1月14日受理、沼田字上沼田、田1筆、190平方メートルについて、田畑転換の為の農地改良協議でございます。育苗ハウスにて主に水稻の苗を作るため、市内の業者に搬入を依頼し、山砂販売所より57立方メートル購入し、申請地を30センチメートル埋め立てる計画でございます。

以上で議案第4号の説明を終わります。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい、事務局の説明を終わります。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより、議案第4号、「農地改良協議に対する同意について」を採決いたします。

本案は、申請のとおり、同意することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり同意することに決定いたしました。

日程 9 議案第5号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について (利用権設定)

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第5号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」を議案といたします。なお、議事参与の制限に該当する案件がございますので事務局は、受理番号1番から6番を除いて説明をお願いいたします。

飯島補佐

○農業委員会事務局長補佐（飯島伸生君）よろしく 願います。10ページをお開きください。

議案第5号、「稲敷市 農用地利用 集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」です。本件は、農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による利用権の設定で、今回は、

新規設定が、16件、52筆、138,427平方メートル、再設定が、2件、2筆、5,518平方メートルについての利用権の設定です。

新規設定について、ご説明いたします。

受理番号7番、町田字前田、田2筆、4,339平方メートル、新規設定で、利用目的が水稻、期間が7年、小作料は10アール当たり、2.5俵、設定を受ける者は、経営面積1,285アールの水稻を作付けする農家で農作業従事日数、250日の認定農業者です。

11ページをお開きください。

受理番号8番，太田字下中郷，田3筆，9，554平方メートル，新規設定で，利用目的が水稲，期間が10年，小作料は10アール当たり，2俵，設定を受ける者は，経営面積936アールの水稲を作付けする農家で農作業従事日数300日の認定農業者です。

受理番号9番，手賀組新田字四ツ谷，田3筆，3，617平方メートル，新規設定で，利用目的が水稲，期間が5年，小作料は10アール当たり，2俵，設定を受ける者は，経営面積1，020アールの水稲を作付けする農家で農作業従事日数180日の認定農業者です。

受理番号10番，鳩崎字新田ほか1地区，田4筆，22，598平方メートル，新規設定で，利用目的が水稲，期間が6年，小作料は10アール当たり，1.5俵，設定を受ける者は，経営面積79アールの水稲を作付けする農家で農作業従事日数180日の農業者です。

受理番号11番，下須田字神田，田3筆，6，681平方メートル，新規設定で，利用目的が水稲，期間が5年，小作料は10アール当たり，2.5俵，設定を受ける者は，経営面積593アールの水稲を作付けする農家で農作業従事日数120日の認定農業者です。

受理番号12番，下須田字與後，田1筆，11，893平方メートル，新規設定で，利用目的が水稲，期間が5年，小作料は10アール当たり，2.5俵，設定を受ける者は，経営面積272アールの水稲を作付けする農家で農作業従事日数150日の農業者です。

受理番号13番，六角字壺番割，田5筆，10，031平方メートル，新規設定で，利用目的が水稲，期間が6年，小作料は10アール当たり，2.5俵，設定を受ける者は，経営面積781アールの水稲を作付けする農家で農作業従事日数150日の認定農業者です。

受理番号14番，八筋川字ト杭ほか1地区，田6筆，21，459平方メートル，新規設定で，利用目的が水稲，期間が7年，小作料は10アール当たり，2.5俵，設定を受ける者は，経営面積1，201アールの水稲を作付けする農家で農作業従事日数300日の認定農業者です。

受理番号15番，六角字参番割ほか1地区，田9筆，10，631平方メートル，新規設定で，利用目的が水稲，期間が5年，小作料は10アール当たり，2.5俵，設定を受ける者は，経営面積831アールの水稲を作付けする農業生産法人です。

受理番号16番，清久島字大浦ほか1地区，田4筆，5，545平方メートル，新規設定で，利用目的が水稲，期間が9年，小作料は10アール当たり，2.5俵，設定を受ける者は，経営面積1，377アールの水稲を作付けする農家で農作業従事日数300日の認定農業者です。

受理番号16番から18番の再設定については，議案のとおりです。

以上，農業経営 基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

よろしく，ご審議をお願いいたします。説明を終わります。

○議長（加納 昭君）はい，これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑

ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第5号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第5号、受理番号1番から6番ですが、農業委員会等に関する法律第24条の議事参与の制限規定に、川島 昇委員が該当しますので、8番、川島 昇委員の退席求めます。

〔川島 昇委員退室〕

○議長（加納 昭君） それでは事務局の説明をお願いいたします。

飯島補佐

○農業委員会事務局長補佐（飯島伸生君） 10ページをお開きください。

受理番号1番、下太田字中門ほか2地区、田5筆、15,930平方メートル、

受理番号2番、柴崎字寄居下、田1筆、1,568平方メートル、

受理番号3番、柴崎字寄居下、田1筆、1,712平方メートル、

受理番号4番、柴崎字寄居下、田1筆、909平方メートル、

受理番号5番、太田字下中郷、田2筆、6,313平方メートル、

受理番号6番、柴崎字寄居下、田2筆、5,647平方メートル、

いずれの6件は、新規設定で、利用目的が水稻、期間が10年、小作料は10アール当たり、2俵、設定を受ける者は、経営面積1,886アールの水稻を作付けする農家で農作業従事日数300日の認定農業者です。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

よろしく、ご審議をお願いいたします。説明を終わります。

○議長（加納 昭君） はい、これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第5号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」受理番号1番から6番を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（加納 昭君） 審査が終了しましたので、8番、川島 昇委員の入室を許可いたします。

〔川島 昇委員入室〕

日程10 議案第6号 稲敷市農業委員会委員選挙人名簿登載申請書審査意見決定について

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第6号、「稲敷市農業委員会委員選挙人名簿登載申請書審査意見決定について」を議案といたします事務局の説明をお願いいたします。

飯島補佐

○農業委員会事務局長補佐（飯島伸生君）13ページをお開きください。

議案第6号、「稲敷市農業委員会委員選挙人名簿登載申請書審査意見決定について」農業委員会等に関する法律施行令第3条第2項の規定に基づく、市選挙管理委員会への当農業委員会の意見決定については、本日開催の審査会における審査結果を事務局で集計し、1月30日に市選挙管理委員会に送付することでご承認いただきたくお諮りいたします。また、送付いたしました集計結果につきましては、次回2月総会にて報告させていただきます。以上です

○議長（加納 昭君） はい、これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第6号、「稲敷市農業委員会委員選挙人名簿登載申請書審査意見決定について」を採決いたします。

本案は、申請のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は、申請のとおり決定いたしました。

○議長（加納 昭君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。

本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは異議なしと認めます。

これをもちまして、平成27年1月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。
ご苦勞様でした。

午後4時1分閉会

稲敷市農業委員会規則第12条の規定により署名する。

議 長 加 納 昭 ㊟

12番委員 坂 本 富 男 ㊟

13番委員 秋 山 精 一 ㊟
